

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	36,054,503	36,243,901
うち、出資金及び資本準備金の額	9,861,958	9,422,854
うち、再評価積立金の額	7,901	7,901
うち、利益剰余金の額	26,774,821	27,250,080
うち、外部流出予定額 (△)	△ 93,704	△ 90,349
うち、上記以外に該当するものの額	△ 496,473	△ 346,585
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	472,311	92,358
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	472,311	92,358
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	36,526,814	36,336,260
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	82,598	40,015
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	82,598	40,015
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	141,079
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	82,598	181,094
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	36,444,216	36,155,165
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	232,461,351	229,456,790
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	361,189	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	361,189	
オフ・バランス項目	—	315,319
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,192,191	7,459,647
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	238,653,542	236,916,437
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	15.27%	15.26%

(注)

- 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 3 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		5,908,020	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,601,664	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	16,187,879	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	1,300,051	130,005	5,200
	我が国の政府関係機関向け	4,307,720	50,103	2,004
	地方三公社向け	1,200,579	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	547,948,213	109,589,643	4,383,585
	法人等向け	1,982,730	353,269	14,130
	中小企業等向け及び個人向け	10,406,240	6,312,635	252,505
	抵当権付住宅ローン	5,486,695	1,842,075	73,683
	不動産取得等事業向け	391,787	387,947	15,517
	三月以上延滞等	640,711	262,496	10,499
	取立未済手形	107,841	21,568	862
	信用保証協会等保証付	78,745,497	7,680,431	307,217
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	出資等	5,946,443	5,946,443	237,857
	（うち出資等のエクスポージャー）	5,946,443	5,946,443	237,857
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	上記以外	62,748,316	99,523,541	3,980,941
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等および及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	25,163,480	62,908,700	2,516,348
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	37,584,836	36,614,841	1,464,593

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	証券化	-	-	-
	（うちSTC要件適用分）	-	-	-
	（うち非STC適用分）	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-
	（うち蓋然性方式250％）	-	-	-
	（うち蓋然性方式400％）	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの算入されるものの額	-	361,189	14,447
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	747,910,393	232,461,351	9,298,454
	CVAリスク相当額÷8％	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	
合計（信用リスク・アセットの額）		747,910,393	232,461,351	9,298,454
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉		オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4％
		6,192,191		247,688
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b=a×4％
		238,653,542		9,546,142

(注)

- 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	5,485,048	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999,554	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,866,079	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,300,051	130,005	5,200
我が国の政府関係機関向け	4,307,650	50,102	2,004
地方三公社向け	1,200,566	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	531,036,115	106,207,223	4,248,288
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	628,955	148,477	5,939
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,521,025	2,214,853	88,594
（うちトランザクター向け）	40,985	18,443	737
不動産関連向け	13,730,193	10,587,048	423,481
（うち自己居住用不動産等向け）	10,254,487	7,365,532	294,621
（うち賃貸用不動産向け）	3,475,706	3,221,515	128,860
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	1,564,469	339,793	13,591
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	223,018	159,263	6,370
取立未済手形	55,522	11,104	444
信用保証協会等保証付	78,592,112	7,668,338	306,733
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	5,917,090	5,917,090	236,683
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	58,278,269	96,023,489	3,840,939
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	25,163,480	62,908,700	2,516,348
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	33,114,789	33,114,789	1,324,591

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 $b=a \times 4\%$
証券化	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(短期STC要件適用分)	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	727,705,721	229,456,790	9,178,271
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		727,705,721	229,456,790	9,178,271
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b=a \times 4\%$
		-		-
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b=a \times 4\%$
		7,459,647		298,385
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		$b=a \times 4\%$
		236,916,437		9,476,657

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,459,647
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	298,385
B I	4,973,098
B I C	596,771

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

項目・区分		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	747,910,393	106,913,175	19,621,535	-	640,711	727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		747,910,393	106,913,175	19,621,535	-	640,711	727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488
法人	農業	1,059,762	952,262	-	-	-	1,046,780	939,280	-	-	63
	林業	2,525	-	-	-	-	2,538	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	546,963	334,662	-	-	-	540,472	328,170	-	-	118,486
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	51,470	7,097	-	-	-	1,477	1,477	-	-	1,407
	電気ガス熱供給・水道業	53,550	-	-	-	-	51,718	-	-	-	-
	運輸・通信業	4,720,547	10,322	4,607,664	-	-	4,719,292	9,153	4,607,577	-	-
	金融・保険業	577,448,333	-	2,801,293	-	-	560,512,629	-	2,801,286	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,102,995	1,114,029	-	-	-	4,802,634	825,677	-	-	509,097
	日本国政府・地方公共団体	20,745,145	8,532,567	12,212,577	-	-	20,793,250	8,384,529	12,408,720	-	-
	上記以外	5,975,859	60,677	-	-	-	5,540,648	48,312	-	-	-
	個人	95,894,378	95,872,508	-	-	640,711	96,551,131	96,530,850	-	-	1,158,432
	その他	36,308,860	29,047	-	-	-	33,143,148	28,358	-	-	-
業種別残高計		747,910,393	106,913,175	19,621,535	-	640,711	727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	1,787,488
	1年以下	537,722,265	2,438,400	-	-		533,942,162	3,344,285	-	-	
	1年超3年以下	2,310,619	2,310,619	-	-		2,110,197	2,110,197	-	-	
	3年超5年以下	3,856,362	3,856,362	-	-		4,108,035	4,108,035	-	-	
	5年超7年以下	4,418,713	4,217,753	200,959	-		4,494,625	4,293,668	200,957	-	
	7年超10年以下	6,791,587	6,791,587	-	-		8,780,939	5,973,765	2,807,173	-	
	10年超	104,097,645	84,677,069	19,420,575	-		101,353,470	84,544,015	16,809,454	-	
	期限の定めのないもの	88,713,200	2,621,382	-	-		72,916,290	2,721,841	-	-	
残存期間別残高計		747,910,393	106,913,175	19,621,535	-		727,705,721	107,095,810	19,817,585	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	847,450	472,311		847,450	472,311
個別貸倒引当金	2,135,765	2,005,318	108,973	2,026,791	2,005,318

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	472,311	92,358		472,311	92,358
個別貸倒引当金	2,005,318	1,841,944	17,282	1,988,036	1,841,944

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目・区 分		令和 5 年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	2, 141, 610	2, 005, 318	108, 973	2, 026, 791	2, 005, 318
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		2, 141, 610	2, 005, 318	108, 793	2, 026, 791	2, 005, 318
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	57, 472	-	-	57, 472	-
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	47	-	-	47	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	565, 163	535, 141	-	565, 163	535, 141
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1, 518, 928	1, 470, 177	108, 793	1, 410, 135	1, 470, 177
業種別計		2, 141, 610	2, 005, 318	108, 793	2, 032, 817	2, 005, 318

(単位：千円)

項 目・区 分		令和 6 年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
	国 内	2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944
	国 外	-	-	-	-	-
地域別計		2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944
法人	農業	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-
	製造業	-	50, 263	-	-	50, 263
	鉱業	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	1, 407	-	-	1, 407
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	535, 141	507, 671	-	535, 141	507, 671
	上記以外	-	-	-	-	-
	個 人	1, 470, 177	1, 282, 603	17, 282	1, 452, 895	1, 282, 603
業種別計		2, 005, 318	1, 841, 944	17, 282	1, 988, 036	1, 841, 944

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	5,485,048	-	5,485,048	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,999,554	-	5,999,554	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	14,866,079	-	14,866,079	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,300,051	-	1,300,051	-	130,005	10%
我が国の政府関係機関向け	10～20	4,307,650	-	4,307,650	-	50,102	1%
地方三公社向け	20	1,200,566	-	1,200,566	-	-	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	531,036,115	-	531,036,115	-	106,207,223	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	628,955	-	628,955	-	148,477	24%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,097,482	4,197,495	2,948,491	419,749	2,214,853	66%
（うちトランザクター向け）	45	-	409,850	-	40,985	18,443	45%
不動産関連向け	20～150	13,714,793	-	13,067,539	-	10,587,048	81%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	10,254,487	-	9,897,257	-	7,365,532	74%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,460,305	-	3,170,282	-	3,221,515	102%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	412,192	374,704	390,671	12,122	339,793	84%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	165,234	-	165,129	-	159,263	96%
取立未済手形	20	55,522	-	55,522	-	11,104	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	78,592,112	-	77,424,778	-	7,668,338	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	5,917,090	-	5,917,090	-	5,917,090	100%
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	58,278,269	-	58,278,269	-	96,023,489	165%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	25,163,480	-	25,163,480	-	62,908,700	250%

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E / (C+D))
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	33,114,789	-	33,114,789	-	33,114,789	100%
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	726,237,811	4,572,200	723,252,607	431,872	229,141,470	32%

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999,554										0		5,999,554			
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国 際 決 済 銀 行 等 向 け																
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計			
我が国の地方公共団体向け	14,866,079										0		14,866,079			
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
地方公共団体金融機構向け			1,300,051								0		1,300,051			
我が国の政府関係機関向け	3,806,621		501,028								1		4,307,650			
地 方 三 公 社 向 け	1,200,566										0		1,200,566			
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計			
国 際 開 発 銀 行 向 け																
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	531,035,421												531,036,115			
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計			
カバード・ボンド向け																
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	600,596								28,358				628,955			
（うち特定貸付債権向け）																
	100%			150%			250%			400%			合計			
劣後債権及びその他資本性証券等																
株 式 等										5,917,090			5,917,090			
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	40,985			2,626,502			194,234			506,520			3,368,241			
（うちトランザクター向け）	40,985									0			40,985			
	20%		25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け													9,804,759		92,498	9,897,257
	30%		35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計		
不動産関連のうち賃貸用不動産向け											3,068,057				102,225	3,170,282
	70%			90%			110%			112.50%			150%		その他	合計
不動産関連のうち事業用不動産関連向け																
	60%					その他					合計					
不動産関連のうちその他不動産関連向け																
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連のうちＡＤＣ向け																
	50%				100%				150%				その他		合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	92,724				133,645				106,252				70,172		402,793	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					158,198								6,931		165,129	
	0%			10%			20%			100%			その他		合計	
現金	5,485,048												0		5,485,048	
取立未済手形							55,522						0		55,522	
信用保証協会等による保証付	284,523			76,660,850			0			0			479,405		77,424,778	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
共済約款貸付																

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目・区 分		令和5年度		
		格付	格付	計
		あり	なし	
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	-	36,260,776	36,260,776
	リスク・ウエイト2%	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	78,694,120	78,694,120
	リスク・ウエイト20%	600,605	548,102,597	548,703,202
	リスク・ウエイト35%	-	5,258,319	5,258,319
	リスク・ウエイト50%	-	430,147	430,147
	リスク・ウエイト75%	-	8,620,390	8,620,390
	リスク・ウエイト100%	-	45,041,449	45,041,449
	リスク・ウエイト150%	-	99,695	99,695
	リスク・ウエイト250%	-	25,163,480	25,163,480
その他		-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-
計		600,605	747,670,977	748,271,582

(注)

- 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位千円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（％）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	645,689,990	-		643,020,925
40%～70%	98,469	462,756	10%	138,568
75%	12,177,888	3,727,957	10%	12,431,262
80%	-	-	10%	-
85%	15,529	-		15,529
90%～100%	503,780	304,785	10%	514,436
105%～130%	3,258,118	-		3,068,095
150%	104,918	16,744	10%	106,252
250%	-	-		-
400%	5,917,090	-		5,917,090
1250%	-	-		-
その他	12,661	59,956	10%	12,954
合計	667,778,447	4,572,200	10%	665,225,115

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	3,806,685	－
地方三公社向け	－	1,200,579	－
金融機関向け及び証券会社向け	－	－	－
法人等向け	4,001	609,581	－
中小企業等向け及び個人向け	87,932	126,662	－
抵当権住宅ローン	792	84,834	－
不動産取得等事業向け	－	3,926	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	807,567	－
合 計	92,727	6,639,838	－

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,806,621	-
地方三公社向け	-	1,200,566	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,520	413,793	-
自己居住用不動産等向け	20,902	64,746	-
賃貸用不動産向け	-	102,171	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,086	68,631	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	6,518	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	741,437	-
合計	82,510	6,404,487	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．ＣＶＡリスクに関する事項

該当する取引はありません。

８．マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

９．オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、自己資本比率算出要領等に基づき、オペレーショナル・リスクを管理しています。

１０．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	53, 550	53, 550	51, 718	51, 718
非上場	31, 056, 374	31, 056, 374	31, 028, 852	31, 028, 852
合 計	31, 109, 924	31, 109, 924	31, 080, 570	31, 080, 570

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 5 年度			令和 6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	223, 033	-	-	288, 960	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	453, 347	-	768, 131

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	－
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NI Iと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	5,495	3,988	-	-
2	下方平行シフト	-	-	232	877
3	スティープ化	9,006	7,264		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	1,560	2,713		
7	最大値	9,006	7,264	232	877
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,444		36,155	